

第10次「海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針(案)」の概要

海洋水産資源開発促進法に基づき、沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進、新漁場における漁業生産の企業化の推進等に関する事項につき、農林水産大臣が5年ごとに定める基本方針であり、水産基本計画と同じく10年程度を見通し、平成34年度を目標年度として定めるもの

第1 沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項

沿岸海域における水産動植物の増殖又は養殖による
漁業生産の増大の目標 16万トン

- 増殖又は養殖を推進することが適当な水産動植物の種類
マダイ、ヒラメ、トラフグ等、栽培漁業や養殖を推進することが適当な水産動植物として142種を提示
- 増殖又は養殖に適する自然的条件に関する基準
142種の水産動植物につき、増殖又は養殖に適する自然的条件として、増殖又は養殖を行う海域の水温、溶存酸素等の目安を提示
- 漁業生産の増大の目標を達成するために必要な基本的な事項
＜水産環境整備の推進＞
水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出することにより生態系全体の生産力を底上げする水産環境整備を推進

＜栽培漁業の推進＞

漁獲管理及び水産基盤整備と一体となった種苗放流を推進するとともに、再生産確保のため「資源造成型栽培漁業」を一層推進、海域栽培漁業推進協議会策定した計画に基く取組を推進、環境変化に適応した技術開発を促進



＜養殖の振興＞

計画的な漁場改善及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止のための取り組みの推進等により持続的な養殖業の確立を図るとともに、飼料高騰対策、低コスト配合飼料や新たな養殖技術の開発及び実用化に向けた実証事業を推進



○ その他

水産動植物の生育環境の保全を図るため、赤潮・貧酸素水塊による被害軽減、海洋ごみ、油濁等による漁場環境悪化の防止、栄養塩の適正な管理等に資する取組を推進

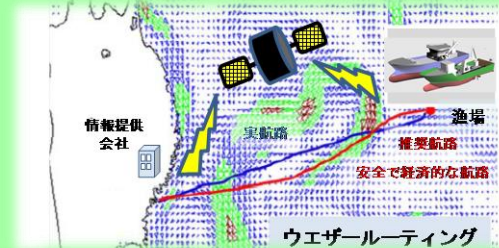
第2 海洋の新漁場における漁業生産の企業化の推進に関する事項

新漁場における漁業生産の企業化による
漁業生産の増大の目標 1.4万トン

- 漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域
熱帯太平洋海域、インド洋海域等、漁業生産の企業化を促進することが適当な遠洋の海域として10の海域を提示
- 新漁場における漁業生産の企業化に当たっての重要事項
資源の持続的利用及び生態系の保全について関係諸国及び国際機関と協力するよう配慮するとともに、ICT等の最先端技術の積極的導入等により、省エネ・省人化等操業効率化を進めることで、新漁場における企業化を促進

ウエザールーティングシステム導入による省エネ化

気象海象データ、船体情報を用いて、安全で燃料消費が最小となる最適航路を選定し省エネ化を図る



第3 海洋水産資源の自主的な管理の促進に関する事項

- 資源管理指針・計画の推進により、我が国水産業において主要な漁獲対象となっている資源について、基本的に関係する全ての漁業者の参画を得て海洋水産資源の自主的な管理を促進
- 環境等の変化に関する迅速な情報収集、これらを考慮した資源評価の実施及びその精度向上

第4 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化の促進に関する事項

既存漁場における水産資源の合理的利用を図るため、漁船、漁具・漁法等を見直し、ICT等最先端技術の積極的導入等による省エネ・省人化や資源状況に見合った漁具の導入等、新たな漁業生産方式の企業化を促進

第5 その他海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する重要事項

海外漁場の確保のため漁業合併事業を促進